

名勝

# 室戸岬

天然記念物

## 室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落

### 保存活用計画書



2019（平成31）年3月  
室戸市  
室戸市教育委員会





室戸岬全景



名勝及び天然記念物の標柱



室戸岬展望台からの景観



日本八景名所図に描かれた室戸岬（吉田初三郎，1930（昭和5）年）

■海岸の地形・露頭



海岸に露出したタービダイト（乱泥流堆積物）



海岸に点在するポットホール（甌穴）



国道の拡幅で一部掘削された高岩



天狗岩



烏帽子岩



ビシャゴ岩

■空海伝説・遍路文化ゆかりの史跡など



空海が修行したとされる御蔵洞（左：御厨人窟 右：神明窟）



一夜建立の岩屋



遍路道



水掛地藏



行水の池



目洗い池



捻岩

■代表的な歴史的建造物



四国霊場八十八番札所の最御崎寺



保存灯台・近代産業遺産の室戸岬灯台



国の登録有形文化財の岬観光ホテル



室戸岬観光協会案内所（旧飛巖荘）



中岡慎太郎像

■天然記念物 亜熱帯性樹林



亜熱帯性樹林を特徴づける樹木



アコウ



アオギリ



ウバメガシ

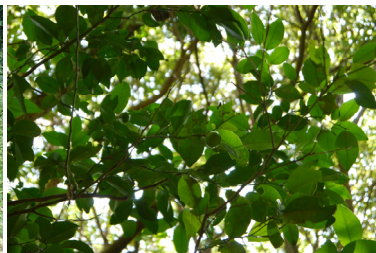


タブノキ

亜熱帯性樹林に生息・生育する貴重な動植物



クワズイモ



タチバナ



特別天然記念物ニホンカモシカ

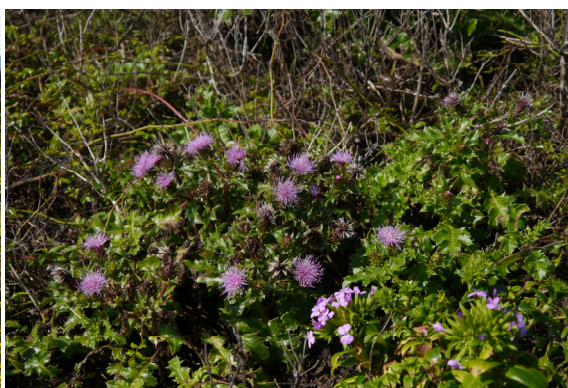
■天然記念物 海岸植物群落



海岸植物群落を代表する植物



シオギク



ハマアザミ



ハマゴウ

海岸植物群落に生息する貴重な動物



天然記念物ムラサキオカヤドカリ



## はじめに

室戸岬は四国東南端に位置し、黒潮が洗う豪壮雄大な自然と文化遺産に恵まれた市民の誇りとする貴重な財産です。

四国八十八カ所霊場 第24番札所 最御崎寺のあるこの岬は古くから「おはな」と呼ばれ、今日まで絶えることなく巡拝者が訪れています。観光名所として全国的に知られるようになったのは、1927（昭和2）年に日本新八景に選ばれたことに始まります。当時の人々の努力が実を結んで成し得たこの日本新八景選定を端緒として、翌1928（昭和3）年に国の名勝ならびに天然記念物としての指定を受けることとなりました。以来90年、環境整備を図りつつ、文化財の保存活用に努めているところです。また2011（平成23）年には貴重な地質遺産と美しい自然を守りながら活かす活動が高く評価され、室戸半島が室戸ユネスコ世界ジオパークとして認定され、室戸岬は当ジオパークを構成する重要なエリアとなりました。

1988（昭和63）年に室戸市は長期的な展望と総合的な計画に基づく適切な保存管理を目指して、「室戸岬（名勝）室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落（天然記念物）保存管理計画」を策定し、今日まで保存管理の指針としてきました。しかしながら、室戸岬や室戸市を取り巻く社会環境が大きく変化し、文化財のあり方も多様化して、多くの問題が顕在化してきました。

本保存活用計画は、策定委員会を設置して室戸岬の今日的課題について調査・分析し、保存と管理、活用のために必要な事柄の整理を行い、地域の方々との話し合いや関係機関との協議・調整を経て策定したものです。この比類なき室戸岬の自然景観の価値を損なうことなく後世へ引き継ぐためには、多くの方々の理解と協力が不可欠です。今後は、地元住民をはじめ、観光関連等の民間事業者、公共インフラ整備を担う公共団体等への周知を図り、共に文化財の持続的な保存活用を進めて参ります。

最後になりますが、本計画書の刊行に当り、策定委員の皆様をはじめ、文化庁、高知県教育委員会文化財課ならびに関係各位のご指導、ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

2019（平成31）年3月

室戸市長

**植田壮一郎**



## 本計画書の例言

- 1 本計画書は、名勝「室戸岬」と天然記念物「室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落」の保存活用に関する事項を定めたものである。
- 2 本計画は、室戸市教育委員会が事業主体となり、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度の3年にわたり国、県の補助金を受け、文化庁および高知県教育委員会の指導のもと、室戸岬・室戸岬亜熱帯性樹林及海岸植物群落史跡等保存管理活用計画策定委員会での検討を経て策定した。
- 3 第1章では、計画策定に係る背景や目的、策定組織と策定の経過、名勝ならびに天然記念物の概要、室戸市の取組等について整理した。第2章では、名勝および天然記念物の本質的価値について、指定当初に示された価値を今日的な視点で捉え直し、再整理して提示した。第3章では、名勝および天然記念物の現状と課題について整理した。第4章では前章で整理した課題の解決に向けての基本方針を示し、それらを踏まえた個別の対策を検討した。第5章では、本計画の推進に向けての取組や実施主体等を整理し、計画の推進体制や運用管理について検討した。なお、本計画策定にあたり実施した資料調査や現地調査の結果、各種法令に係る規則等の資料は巻末に整理した。
- 4 第4章の名勝および天然記念物の保存管理に係る内容は「文化財保護法」に基づくものであり、「海岸法」、「自然公園法」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「森林法」など、他の関係法令と整合していることを前提としている。
- 5 本計画書で示した地形図は、室戸市発行の「室戸市都市計画平面図 9」（1/2,500）を用いた。
- 6 本計画は、2019（平成31）年4月1日から運用する。



# 目次

はじめに

本計画書の例言

## 第1章 計画策定および対象区域の概要

1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 対象区域の概要	2
1.2.1 計画の対象区域	2
1.2.2 対象区域と周辺域の資源	4
1.2.3 対象区域における保全と活用の主な経緯	7
1.2.4 保存・活用に係る主な地域の取組	9
1.3 対象区域における法規制の状況	11
1.4 対象区域における改変等の状況	14
1.4.1 現状変更行為の許可申請	14
1.4.2 事業計画等による改変等の状況	15
1.5 計画策定の経緯	17
1.5.1 計画策定の方法	17
1.5.2 策定委員会における検討の経緯	18

## 第2章 名勝および天然記念物の本質的価値

2.1 本質的価値および構成要素の定義	23
2.2 対象区域の本質的価値とその成り立ち	25
2.2.1 本質的価値	25
2.2.2 本質的価値の構成要素	29
2.3 本質的価値を構成する諸要素	33

## 第3章 現状と課題

3.1 名勝	37
3.1.1 景観からみた本質的価値の保存状態	37
3.1.2 南海トラフ地震による改変リスク	64
3.2 天然記念物	66
3.2.1 植物	66
3.2.2 動物	82

第4章 課題解決に向けて	
4.1 保存管理および活用の基本方針	87
4.2 保存管理の方法	89
4.2.1 対象区域の区分	89
4.2.2 区域ごとの保存管理の指針	91
4.2.3 現状変更等の取扱基準	95
4.3 課題への対策	100
4.3.1 名勝	100
4.3.2 天然記念物	102
4.3.3 共通	103
4.3.4 対策の一覧	104

第5章 計画推進に向けて	
5.1 保存管理の実施体制	107
5.1.1 関係行政機関等	107
5.1.2 現状変更に係る手続きの手順	108
5.2 計画の運用	109
5.2.1 主な監視項目・方法	109
5.2.2 運用開始および見直しの時期	109

## 巻末資料

1. 文化財保護関係法令
2. 自然公園関係法令
3. 名勝および天然記念物の指定地番
4. 本計画の対象区域における現状変更行為等
5. 天然記念物植物種リスト
6. 名勝および天然記念物に関連する文献リスト
7. 写真で見る室戸岬の今昔（昭和初期の写真と現在との比較）
8. 室戸岬灯台官舎図面
9. 対象区域の区分図